

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年11月1日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、本業務に係る令和5年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものである。

1 業務概要

(1) 件名

ぷらっとホーム世田谷における就労支援業務委託

(2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。※詳細は事業者募集要項を参照

① 生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務

(ア) アセスメント業務

(イ) プラン策定業務

(ウ) 職業紹介業務

(エ) 求人開拓業務

(オ) 就労技術支援業務

(カ) 就労定着支援業務

(キ) 認定就労訓練事業の活用

(ク) 就労準備支援事業の活用

② 住居確保給付金受給者に対する就労支援業務

住居確保給付金受給者を対象として、①と同様の業務内容

③ 被保護者就労支援事業に係る就労支援業務

生活保護受給者を対象として、①と同様の業務内容（(イ) プラン策定業務は除く）

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※契約は単年度ごとに行い、前年度の履行が良好であること、各年度の予算が議決し、予算配当されることを条件とする。

2 提案限度額

(1) 令和5年度

① 生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務 57,693,000円（税込）

② 住居確保給付金受給者に対する就労支援業務 26,923,000円（税込）

③ 被保護者就労支援事業に係る就労支援業務 15,385,000円（税込）

(2) 令和6～7年度

令和5年度と同程度の見込み

※実施経費については、各年度の予算が議決し、予算配当されることを条件とする。

※実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別

途区との協議により決定する。

※当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 次の業務のうち、いずれかを受託した実績があること。
 - ① 生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務
（生活困窮者に対する就労支援業務）
 - ② 被保護者就労支援事業に係る就労支援業務（生活保護受給者に対する就労支援業務）
 - ③ 上記に関連・類似する就労支援に関する業務
- (6) 職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第30条又は第33条の規定に基づく職業紹介所の許可を受けており、かつ生活困窮者、生活保護受給者の就労を目的とした求人先の開拓実績がある、又はこれに類似する求人先の開拓実績があること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査基準

- (1) 業務の目的、実施に必要な内容についての理解度等
- (2) 実施内容の充実度及び計画の信頼度
- (3) 業務実施体制（就労支援員の経験や資格、配置人材、バックアップ体制等）
- (4) 見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性、実現可能性

6 手続き等

(1) 事業者募集要項の交付期間・方法

- ① 交付期間 令和4年11月1日（火）～11月15日（火）午後5時
- ② 交付方法 区ホームページからダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/001/d00200654.html>

ホーム→目次から探す→福祉・健康→地域保健福祉→保健福祉サービスの質の向上

(2) 参加表明書の提出期限・方法

- ① 提出期限 令和4年11月15日（火）午後5時
- ② 提出場所 「8 本件担当」を確認すること。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送は簡易書留やレターパックに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限・方法

- ① 提出期限 令和4年12月14日（水）午後5時

② 提出場所 「8 本件担当」を確認すること。

③ 提出方法 持参に限る。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、区は事業者決定の公表等で必要な場合には、応募事業者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募事業者の負担とする。

(6) 関係機関への取材制限

本業務に係る区担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(7) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募事業者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(8) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。

(9) 引継ぎ

選定事業者が現在の受託者から変更となった場合、選定事業者が滞りなく本業務委託を実施できるよう、令和4年度中に現在の受託者から引継ぎを受けること。

また区が必要と認める場合は、区担当部署等での打ち合わせに参加すること。

(10) 労働報酬下限額

本案件は、令和5年度の提案限度額が100,001（千円）であり、区との契約では単年度で予定価格20,000（千円）を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

(11) その他

本公募は事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、企画提案書の内容に拘束されないものとする。

8 本件担当

所在地 〒154-8504
東京都世田谷区世田谷4-21-27
(令和4年12月2日まで) 世田谷区役所第2庁舎1階
(令和4年12月5日から) 世田谷区役所第1庁舎2階

所 管 世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

電 話 : 03-5432-2188
FAX : 03-5432-3020
メール : SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp
担 当 : 田中、高橋、五十嵐

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
 電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
 FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。